

消防法令関係手続(火災予防分野)の届出書類を郵送で提出する方へ

川崎市では、消防法令関係手続の各種届出書類の提出方法を窓口、電子申請、郵送からお選びいただけます。

なお、郵送での提出は、記入漏れ・記載ミス・添付資料の不足等の理由で受付できない場合があります。その場合、再送又は窓口で修正等を行っていただくこととなりますので、あらかじめ御了承ください。

書類に記載する内容に不安がある場合は、窓口又は電子申請を利用していただくことをお勧めします。

..... **郵送で提出する場合は、あらかじめ次の事項に留意してください。**

1 郵送による受付の対象

川崎市ホームページに掲載しています。手続の性質上、郵送に対応できないものは対象外としています。

※消防局本部が窓口となる手続については直接お問合せください。

川崎市ホームページURL	川崎市ホームページQRコード
https://www.city.kawasaki.jp/840/page/0000151578.html	

※QRコードの商標は株式会社ウェブの登録商標です。

2 送付先・お問合せ窓口（消防署への届出の場合）

届出書類該当所在地を管轄する消防署以外では受付できないため、郵送前に宛先を確実に確認してください。

名称	所在地	電話番号	管轄区域
臨港消防署	〒210-0832 川崎区池上新町3-1-5	044-299-0119	川崎区のうち次の区域 浅野町、池上新町1～3丁目、池上町、大川町、扇島、扇町、鋼管通2～5丁目、桜本1・2丁目、白石町、田辺新田、浜町1～4丁目、水江町、南渡田町、四谷上町、四谷下町、浮島町、東扇島、塩浜1～4丁目、千鳥町、日ノ出1・2丁目、夜光1～3丁目、江川1・2丁目、小島町、昭和1・2丁目、大師河原、大師河原1・2丁目、田町1～3丁目、出来野、殿町1～3丁目、東門前1～3丁目、伊勢町、川中島1・2丁目、観音1・2丁目、大師駅前1・2丁目、大師公園、大師町、大師本町、台町、中瀬1～3丁目、藤崎1～4丁目
川崎消防署	〒210-8565 川崎区南町20-7	044-223-0119	川崎区のうち臨港消防署の管轄区域を除く区域
幸消防署	〒212-0005 幸区戸手2-12-1	044-511-0119	幸区の区域
中原消防署	〒211-0004 中原区新丸子東3-1175-1	044-411-0119	中原区の区域
高津消防署	〒213-0002 高津区二子5-14-5	044-811-0119	高津区の区域
宮前消防署	〒216-0006 宮前区宮前平2-20-4	044-852-0119	宮前区の区域
多摩消防署	〒214-0032 多摩区枳形2-6-1	044-933-0119	多摩区の区域
麻生消防署	〒215-0004 麻生区万福寺1-5-4	044-951-0119	麻生区の区域

3 留意事項

川崎市ホームページに掲載している「届出書類送付票」に必要な事項を御記入の上、同封していただくようお願いします。



電子申請も御検討ください。

オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)から、手続を検索することができます。電子申請では、来署せずに、データのやり取りのみで手続を行うことができますので、是非、電子申請を御利用ください。

川崎市消防局 予防部予防課 ☎044-223-2703